

# 公 告

## (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（JICA東京）が、2017年度に開始する予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。  
なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA東京 産業開発・公共政策課（電話：03-3485-7630、担当：阿部）宛にお願いします。

2017年5月12日

独立行政法人国際協力機構  
東京国際センター 契約担当役  
所長 木野本 浩之

## 2017年度（エジプト国別研修）「省エネルギー」に 係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（以下、「JICA 東京」という。）は以下の業務について、参加意思確認書（様式1もしくは様式2）の提出を公募します。

本業務はエジプトから研修員として日本に招く省エネルギーを担当する部局の行政官、公社職員、民間企業職員に対し、自国での省エネルギーの制度設計、及び普及に係る所定の目標を達成するために必要な知見習得に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人 省エネルギーセンター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、省エネルギーの重要な担い手であるトップマネジメントから現場まで、幅広い人材を対象とした人材育成の知見と経験を有しており、効果的に本研修を運営するためのリソースを有していると認められます。

また、特定者は、アジアや中東を中心に、これまで政策立案・実施の責任者を研修員として2,700名以上を受け入れてきており、省エネルギー政策、技術・実習、工場視察等の実践的な研修を通して、各国の省エネルギー関連制度の構築等で成果をあげています。したがって、特定者は本研修の効率的な実施に必要な技術と、外国人を対象とした研修を運営するノウハウを有していると考えられます。このことから、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

### 1. 業務内容

- (1) 案件名 2017年度エジプト国別研修「省エネルギー」  
コース研修委託業務
- (2) 担当部署 JICA 東京 産業開発・公共政策課
- (3) 案件内容 研修委託業務概要（別添）のとおり
- (4) 研修コース実施期間  
2017年7月9日から2017年7月22日まで(予定)

(5) 履行期間 2017年6月下旬から2017年9月下旬まで(予定)

## 2. 応募要件

### (1) 基本的要件

① 公示日において、平成28・29・30年度の全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保持者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、再生計画又は再生計画が発効しない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規定（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。

- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
- ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人である者。

⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった

日から5年を経過しない者である。

- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める禁止行為を行っている。

## （2）その他の要件

①案件受託上の条件として、2017年度案件を第1回目として受託し、2018年度まで計2回、同一案件を受託可能であること。なお、2017年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2018年度案件まで随意契約を行う予定です（但し、**研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く**）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。

②業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

③業務総括者は省エネルギー分野の研修実施の経験を有すること。

## 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出（様式1・2・3）	提出期間	2017年5月22日（月）17時まで。
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	参加意思確認書、2 応募要件に求められる実績等を証明する資料（写し可）※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日10:00から17:00

		まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。）
--	--	-------------------------------------

※提出書類について

**A. 全省庁統一資格を有する者**

- 1) 公募参加確認書（様式 1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成 28・29・30 年度の全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式 3）

**B. 全省庁統一資格を有していない者**

- 1) 公募参加確認書（様式 2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その 3 の 3）（写）
  
- 5) 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）
- 4) 誓約書（様式 3）

(2) 審査結果の通知	発送日	2017 年 5 月 25 日（月）
	通知方法	メールで連絡、オリジナルは郵送
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	請求方法	持参又は郵送（※郵送（配達記録の残るものに限る）する場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで（正午から 14:00 までは除く）に上記提出場所へ持参のこと。）
	請求締切日	2017 年 5 月 30 日（火）
	回答発送日	2017 年 6 月 6 日（火）
	回答方法	郵送

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。

(5) 提出期限以降における参加意思確認書及び添付書類の差し替え及び再提出は認めません。

(6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)

(7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。

(8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

(9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。

(10) 契約保証金：免除します。

(11) 共同企業体の結成：認めません。

(12) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中です。

(13) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職

名

- イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

以上

2017 年度エジプト国別研修「省エネルギー」  
コース研修委託業務概要

1. 研修コース概要

【コース名】

2017 年度エジプト国別研修「省エネルギー」

【背景】

省エネルギーとは、ある目的達成に対して無駄なエネルギーを使わないこと、及び技術的改善によってエネルギーの利用効率を高めることであり、単にエネルギーの使用量を縮小するだけでなく、経済全体のエネルギー効率の向上、エネルギー効率の高い製品の市場への提供等を通じて、経済の活性化に資するものである。地球環境保全、エネルギーの安定供給の確保、エネルギー使用量の削減による所得増加のために省エネルギーは、世界各国が推進すべき共通の課題となっている。

わが国はエネルギー原料を海外に依存しているが、1970 年代の二度にわたる石油危機をきっかけに社会の各部門が一体となってエネルギー効率改善を進めてきた経緯があり、現在では世界最高水準の省エネルギーレベルを達成している。開発援助として扱う際にきわめて技術的、制度的な比較優位が高い分野である。

わが国は ODA 中期政策にて、「地球的規模の問題への取り組み」を挙げ、再生可能エネルギー、省エネルギーといった温室効果ガスの抑制・削減、気候変動による悪影響への適応などの「地球温暖化対策」を重点分野の 1 つに挙げている。本研修はこうしたわが国の政策に合致したものである。わが国の知見、技術を提供し、参加者の気付きを促す本研修の実施の意義は高い。

【案件目標】

日本の省エネ政策や技術に関する講義及び視察を通して、各所属先における課題が認識され、実情を踏まえた省エネルギー制度設計、及び普及に向けたアクションプランが作成される。

【研修で達成される成果】

- (1) 自国のエネルギー事情や省エネ政策が把握され、自国の問題点が理解される。
- (2) わが国の省エネルギー政策、省エネ法と省エネルギー推進活動が理解され、自国の省エネ導入状況との比較、適用可能性などについて検討され



- る。
- (3) 実際の省エネルギーの具体的な対策や効果・利益が理解され、自国の状況との比較により、その違いや対策の適用可能性等が検討される。
  - (4) 講義で学習した制度や視察・実習等を行った技術の活用を含めたアクションプランが作成される。

**【研修期間】（予定）**

全体受入期間：2017年7月9日～2017年7月22日

技術研修期間：2017年7月10日～2017年7月21日

**【人数】（予定）**

10-20名程度

**【研修対象国】**

エジプト

**【対象研修員】**

- (1) 省エネルギーに係る政策立案に携わるもの、若しくは携わる見込みの者
- (2) 3年以上の実務経験があるもの
- (3) 大学卒業者又はそれと同等の資格を持っている者
- (4) 十分な英語力（会話・記述）を備えている者
- (5) 心身ともに研修に適した健康状態である者
- (6) 軍籍にない者
- (7) 所定の手続きに従って政府の推薦を受けて応募した者

**【使用言語】**

英語

**【研修コース概要】**

- (1) 事前活動
  - カントリーレポートの提出
- (2) 本邦研修期間
  - 以下の内容の講義、実習、視察、討論を行う。
    - ① 日本の経験（オイルショックや震災からの教訓、省エネへの取組みの歴史等）
    - ② 省エネ推進体制と組織、エネルギー管理制度
    - ③ 省エネ管理のための人材育成
    - ④ 分野別の省エネのポイント

- ⑤ 業務、家庭分野の最新省エネ技術視察
- ⑥ 物流の省エネ優秀事例視察
- ⑦ 省エネ診断方法
- ⑧ ラベリング制度
- ⑨ 省エネ実技研修施設視察
- ⑩ 産業の省エネ事例視察
- ⑪ 省エネ推進支援制度
- ⑫ 最新の省エネ技術・設備

## 2. 業務の範囲及び内容

### (1) 研修実施全般に関する事項

- ① 当該国における当該分野の基礎情報の収集・整理
- ② 研修募集概要の作成
- ③ 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ④ 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ⑤ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ⑥ コース評価要領の作成
- ⑦ 研修員選考への協力
- ⑧ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑨ 研修監理員との調整・確認
- ⑩ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑪ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑫ 研修員の技術レベルの把握
- ⑬ 各種発表会の実施への協力
- ⑭ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑮ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑯ 評価会への出席、実施補佐
- ⑰ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑱ 反省会への出席
- ⑲ 講義、視察の評価

### (2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 教材手配（英語翻訳・印刷の発注、納品確認、経費支払い、教材配布）
- ⑥ 講義実施時の講師への対応

- ⑦ 講師謝金の支払い
- ⑧ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑨ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保
- ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 視察謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 資材資料返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部、2017年9月下旬までに提出する。

(注) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

**\* 全省庁統一資格を有している場合 \***

様式 1

2017年 月 日

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京国際センター 契約担当役  
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2017 年度エジプト国別研修「省エネルギー」に係る参加意思確認公募について募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

#### 2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

**\* 全省庁統一資格を有していない場合 \***

様式 2  
2017年 月 日

### 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京国際センター 契約担当役  
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2017年度エジプト国別研修「省エネルギー」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

#### 1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

#### 2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A4版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

#### 3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近1か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その3の3）
- ・ 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）

以上

提出日： 年 月 日

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
東京国際センター  
契約担当役 殿

(件名)の競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名 役職印

## 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上